

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 大谷整形外科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 山口県岩国市麻里布町3丁目1-25

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 9年 9月11日

(4) 設立登記年月日 平成 9年10月 2日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 大谷整形外科	3510812252	山口県岩国市麻里布町3丁目1-25	なし

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 6月10日 令和 6年度決算の決定

令和 8年 4月18日 令和 8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 大谷整形外科
所在地 山口県岩国市麻里布町三丁目1番25号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	132,691 千円
2. 負 債 額	91,553 千円
3. 純 資 産 額	41,138 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	126,219
B 固 定 資 産	6,472
C 資 産 合 計 (A + B)	132,691
D 負 債 合 計	91,553
E 純 資 産 (C - D)	41,138

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 大谷整形外科

所在地 山口県岩国市麻里布町三丁目1番25号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	126,219	I 流 動 負 債	47,725
II 固 定 資 産	6,472	II 固 定 負 債	43,828
1 有 形 固 定 資 産	5,349	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	1,020	負 債 合 計	91,553
3 そ の 他 の 資 産	103	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	7,000
		II 積 立 金	34,138
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	41,138
資 産 合 計	132,691	負債・純資産合計	132,691

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人社団 大谷整形外科
所在地 山口県岩国市麻里布町三丁目1番25号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	188,971
2 事業費用	209,145
本来業務事業損失	20,174
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	20,174
II 事業外収益	10,675
III 事業外費用	1,076
経常損失	10,575
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失等	10,575
法人税	
当期純損失	10,575

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 大谷整形外科
所在地 山口県岩国市麻里布町三丁目1番25号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	山口県麻里布町三丁目1番25号 大谷整形外科	山口県麻里布町三丁目1番25号	71,163	事務受託業 不動産賃貸業	受付事務の委託 不動産賃貸	受付事務の委託 建物賃貸	38,263	委託管理料 地代家賃	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長 大谷 武の近親者が代表取締役である法人。

(注) 2. 支払条件は事務委託料は翌月末日現金払い、家賃は当月分を25日現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 大谷整形外科

理事長 大谷 武 殿

私（注1）は、医療法人社団 大谷整形外科の令和6会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月17日

医療法人社団 大谷整形外科

監事 河内 浩子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。